

保育従事職員宿舎借上げ支援事業の拡充について

1. 事業の目的

保育従事職員用の宿舎の借上げを行う事業者に対して、その経費の一部を補助することにより、区内保育事業者の保育人材の確保、定着及び離職防止を図る。

2. 拡充の内容

次の2点について、補助の内容を拡充する。拡充部分の補助金額については、従前の補助率（7/8）及び特定財源の費用負担割合（国・都 3/4、区・事業者 1/8）を適用する。

（1）対象職員の拡大

現 行	拡 充 後
当該事業者を採用されてから 5年以内の者	当該事業者を採用されてから 6年目以後の者も対象

（2）礼金加算（平成28年度のみ）

現 行	拡 充 後
各月の基準額（82,000円）の 範囲内で賃借料に加算	28年11月以後に宿舎を確保した場合 2か月分(上限164,000円)を 各月の基準額とは別に加算

3. スケジュール

平成28年12月

事業開始（平成28年11月1日から適用）